

議会運営委員会会議録（令和2年2月21日）

出席委員 中川委員長 開田副委員長 青山委員 岩城委員 古沢委員 浦田委員
原議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 石坂総務部長 澤口総務課長 奥村財政課主幹

職務のため出席した事務局職員 妻木局長 永田局長補佐

午前10時00分開会

【中川委員長】 これより、議会運営委員会を開催いたします。

会議日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名委員の指名をいたします。浦田委員、開田副委員長にお願いいたします。

日程第2 令和2年3月市議会定例会提出案件について、当局から説明を求めます。

【石坂総務部長】 それでは、3月定例会に提出する議案の概要について説明をいたします。

まず、新年度予算関係でございますけれども、一般会計のほか4つの特別会計、そして2つの企業会計、合わせて7件でございます。補正予算関係は一般会計のみでございます、1件であります。新規条例のほうは、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定の1件、そして一部改正条例につきましては、印鑑条例の改正など9件でございます。その他の議案につきましては、辺地計画の策定についてなどの2件、そして議案一覧表、裏に参りまして、報告案件につきましては、平成30年度決算に基づく財務諸表についてなどの2件でございます。また、追加議案としまして、人事案件が1件ございます。

それでは、内容につきまして、担当から説明を申し上げます。

【奥村財政課主幹】 おはようございます。

予算関係のほうにつきましては、私のほうからご説明を申し上げます。

まず、新年度予算関係でございますが、議案第2号 令和2年度滑川市一般会計予算から議案第8号 令和2年度滑川市下水道事業会計予算までにつきましては、今週火曜日、全員協議会のほうでご説明させていただいたとおりでございます。

それから、補正予算関係でございます。議案第9号 令和元年度滑川市一般会計補正予

算（第5号）となります。

内容につきまして、概要のほうの一覧でご説明を申し上げます。令和元年度の3月補正の予算案の概要でございます。

一般会計では第5号となりまして、今回の補正額につきましては、3億7,243万4,000円でございます。補正後の一般会計総額につきましては、135億9,397万6,000円となるものでございます。

今回の補正に伴いまして、所要となった一般財源につきましては2億689万3,000円となっております。一般財源の内訳としては、備考欄に書いてあるとおりでございます。

それから、目的別に内容を詳しく申し上げます。

まず、2款総務費でございます。

まず、財政調整基金積立金6,980万9,000円でございます。今回の積み立てにより、令和元年度末では20億6,561万9,000円の残高見込みとなる予定でございます。

それから、減債基金積立金でございます。3,000万円ということで、令和元年度末では4億592万8,000円となるものでございます。

それから、コンピューター管理運営費ということで、補正額が221万4,000円ということで、介護保険システムの改修でございます。こちらはマイナンバー制度に対応するためのレイアウトの改正でございます。

それから、個人番号カード交付事業費471万円でございます。こちらのほうは、特に公務員を中心に今マイナンバーカードを取得するよにということで、マイナンバーカードの発行枚数が増加しておりまして、そちらの委託料につきまして補正を行うものでございます。

2款合計では1億673万3,000円の補正額でございます。

それから、3款民生費でございます。

福祉のまちづくり事業基金積立金ということで101万7,000円。寄附を頂戴いたしました30件分を積み立てさせていただくものでございます。

それから、4款衛生費でございます。

富山地区広域圏ごみ処理施設負担金ということで140万円です。容器包装リサイクル負担金ということで、リサイクル品の搬入量が多くなっておりまして、こちらの処理負担金について追加精算を行うものでございます。

それから、6款農林水産業費でございます。

まず、土地改良対策事業費ということで4,730万円でございます。こちらは、国の補正に伴いまして、土地改良事業におきまして、早月加積、中加積、西加積について追加の内示があったことから、今回、市負担分について補正を行うものでございます。

それから、漁業振興事業費ということで117万円でございます。市のほうでは、漁業者の方が漁業近代化資金を借りられた場合に、その5%を補助することになっております。船のエンジンの載せかえなどで借り入れられたものに対しての補助でございます。

それから、漁業振興事業基金積立金3,000万円です。こちらにつきましては、滑川漁業協同組合さんから1,500万円の寄附をいただきまして、市からも同額を出し、積み立てるものでございます。

備考欄には書いてございませんが、漁業振興事業基金につきましては、今回の積み立てにより5,300万円余りになることとなります。

6款合計では7,847万円の補正となります。

それから、8款土木費でございます。

まず、橋梁長寿命化事業費ということで1,140万円でございます。こちらにつきましては、今回、国の補正に伴いまして追加の内示があったものとして1,140万円ございますが、ちょっと備考欄にも書いてございますが、当初予算で見えておりました起債、地方債につきまして、起債の発行を抑えて公債費の軽減を図る目的から一般財源で対応するという事を考えております。

今回の補正に伴いまして、1,140万円の事業費が補正になったんですが、これに伴って510万円新たに起債を発行いたしますが、当初予算で見えていた1,740万円を減額するものでございます。

それから、交通安全施設整備費につきましては75万8,000円の補正でございます。これも国の補正に伴うものでございます。通学路点検によりまして、市内3カ所に子どもたちの安全を守るためのガードパイプなどを設置するものでございます。

それから、県道舗装改良負担金842万円でございます。こちらは、県道改良の事業費が確定したことによる負担金をお支払いするものです。当初予算で500万円を見ておりますが、県が事業をされたものについても842万を足して精算するものでございます。

それから、江尻高月線道路改良費につきましては、事業費はゼロでございますが、今回、財源更正を行って、当初予算で計上しておりました起債の発行を抑えて公債費の低減を図る目的で2,430万円を落とすものでございます。

それから、中野島坪川線道路改良費につきましては、その次に書いてございます都市計画街路整備事業費とちょっとセットになりますが、まず中野島坪川線につきましては、国の補正によって3,800万円の追加内示がございました。3,800万円につきましては、国の補正に伴って追加内示があったんですが、下の都市計画街路整備事業費につきましては、中滑川駅前の橋場国道線につきまして、事業が今、しばらく時間がかかるということで、その事業分を中野島坪川線に振りかえ、事業実施するものでございます。合わせまして6,737万5,000円の事業費となっております。

それから、今ほど申し上げました都市計画街路整備事業費につきましては、2,937万5,000円の減額ということになっておるものでございます。

土木費全体では5,857万8,000円の補正額となっております。

それから、10款教育費でございます。

教育のまちづくり事業基金積立金5万円ということで、これは1名の方からご寄附をいただきまして、こちらを積み立てるものでございます。

それから、教育センター運営費から小学校情報教育設備充実費、それから中学校情報教育設備充実費、実は同じ性質のものでございます。これは、国の補正に伴いまして、小中学校のギガスクール構想ということで報道があったかと思えます。小学校5・6年生及び中学校1年生の情報端末の整備並びに小中学校のLAN設備の整備に伴う補正でございます。

まず、教育センター運営費につきましては983万1,000円でございますが、こちらは小学校5・6年生並びに中学校1年生の担任教師用の端末及び教育センター内のLAN設備の更新のものでございます。

それから、小学校情報教育設備充実費ということで7,917万7,000円でございます。こちらにも、小学校5・6年生全員分の情報端末、台数にしますと566台ほどになりますが、566台並びに7校全校分のLAN設備を整備するものでございます。

それから、中学校情報教育設備充実費ということで3,717万8,000円でございます。こちら、中学校1年生全員分269台の情報端末と2校分のLAN設備等の整備を行うものでございます。

10款合計では1億2,623万6,000円の補正でございまして、一般会計全体では3億7,243万4,000円の補正額となっております。

2面をお願いいたします。繰越明許費の決定でございます。

今回多うございまして、今ほど申し上げました国の補正に伴う道路、それから小中学校のパソコン、LANなどのもの、それから中滑川駅周辺に係るものなど、全部で19件の明許繰越を設定するものでございます。

それから、地方債補正でございますが、今ほど申し上げました国の補正に伴いますもので2件でございます。農業生産基盤整備事業ということで4,300万円、これは土地改良事業に係るものでございます。それから、義務教育施設整備事業につきましては3,930万円で、小中学校の分でございます。

それから、変更といたしましては、中のほうで財源更正等も申し上げましたが、まず道路橋梁事業費で、補正前が1億300万円だったものを、補正後は8,380万円に減額するものでございます。それから、都市計画事業につきましては、先ほど申しました橋場国道線につきまして、事業を延ばしたということで1,180万円を減額するものでございます。

それから、財政的なものでは、報告が1件でございます。報告第1号でございますが、平成30年度決算に基づく財務諸表についてということでございます。

こちらは、滑川市健全な財政に関する条例に従いまして、平成30年度の一般会計並びに特別会計、それから事務組合、それから三セクなども含めました連結の財務諸表を報告するものでございます。30年度末の資産の加除、それから現金、地方債等の整理を行い、取りまとめたものでございます。

私からは以上でございます。

【澤口総務課長】 それでは、私からは予算関係以外について、議案の一覧表でご説明をさせていただきます。

表面に戻っていただきまして、まず新規条例関係であります。

議案第10号 滑川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてであります。

こちらにつきましては、地方自治法等の改正により、住民訴訟によって市長や職員など個人が巨額の損害賠償を負う場合であっても、職務行為が善意でかつ重大な過失がないときは、条例で定めることにより、損害賠償の一定額を超える部分を免除できることとされたことから、免除金額等を定める条例を新たに制定するものでございます。施行期日につきましては、令和2年4月1日であります。

続きまして、一部改正条例関係でございます。

議案第11号 滑川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これまで成年被後見人は印鑑登録をすることができませんでしたが、関係法令等の整備によりまして、法定代理人が同行のうえ、本人が申請される場合は印鑑登録できるようになったことから、当該条例で規定するものでございます。施行期日は公布の日であります。

続きまして、議案第12号 滑川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方公務員法等の改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、これまで「臨時に雇用される者」とありましたものを「臨時的に任用される者」に文言を整理するものでございます。施行日は令和2年4月1日であります。

続きまして、議案第13号 滑川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてであります。

地方公務員法等の改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、正規職員と同様に会計年度任用職員もサービスの宣誓を新たに規定するものでございます。施行日は令和2年4月1日であります。

議案第14号 滑川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

当該条例におきまして引用している法律名の改正及び引用条項の繰り下げに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正前の法律名が「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」でございましたが、法律名が改正されまして、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められましたこと。そして、引用している条項が第3条から第6条に改められたことによるものでございます。施行日は公布の日であります。

議案第15号 滑川市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

道路構造令の一部を改正する政令が施行されたことから、当該条例において引用している部分の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、市道を新設、改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準等が新設されるものでございます。施行期日は公布の日でございます。

続きまして、議案第16号 滑川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方自治法等の改正に伴い当該条例で引用している自治法等の条項に変更があったことから条例の一部を改正するもので、具体的には「第243条の2」であったものが「第243条

の2の2」に改められたことによるものでございます。施行期日は令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案第17号 滑川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、企業会計における会計年度任用職員の給与、各種手当等を規定するものでございます。施行期日は令和2年4月1日であります。

続きまして、議案第18号 滑川市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

こちら、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、地区公民館職員の任期に係る規定を削るもので、施行日は令和2年4月1日であります。

議案第19号 滑川市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

こちらは、民法の一部が改正されまして、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、連帯保証人が保証する極度額を規定するもの、入居者が負担する修繕費を規定するもの、明渡し請求に係る利息を年5%から法定利率の年3%にするものでございまして、改正する条例は3本ございまして、市営住宅条例、特定公共賃貸住宅条例、定住促進住宅条例の3本を改正するものでございます。施行期日につきましては令和2年4月1日であります。

続きまして、その他についてであります。

議案第20号 辺地に係る総合整備計画の策定についてでございます。

こちらは、菟輪・大日辺地に係る総合整備計画を策定するものでございます。

議案第21号 富山地区広域圏事務組合規約の変更についてであります。

こちらにつきましては、有害鳥獣の焼却処理を実施するために規約の一部を変更するものでございまして、施行期日は県知事の許可があった日ということでございます。

一覧表裏面をお願いしたいと思います。

報告案件の残り1件でございます。

報告第2号 地方自治法第180条による専決処分について 専決第1号 損害賠償請求に係る和解に関する件でございます。

こちらにつきましては、昨年9月13日、大浦地内におきまして、相手方運転の軽四貨物自動車は脇道からバックして本道に出ようとした際、通過しようとしたコミュニティバスに接触したものでございます。

最後に、人事案件の追加案件でございますが、議案第22号 滑川市公平委員会の委員の選任についてであります。

滑川市公平委員会の委員のうち1名が3月27日をもって任期が満了となりますので、その選任について議会の同意を求めるものでございます。

私から以上でございます。

【中川委員長】 ただいまの説明について、何か質疑はございませんか。
ないですか。

(質疑する者なし)

【中川委員長】 ないようでありますので、それでは、当局の皆さんには本当にご苦労さまでございました。

(当局退室)

【中川委員長】 では、日程第3 請願・陳情・意見書等について議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。

【妻木局長】 それでは、請願・陳情・意見・要望書等一覧表をご覧ください。

本日9時現在で、請願書、陳情書、意見書提出要請はございません。

要望につきましては、資料1から3のとおり3件提出されておりますが、先例に従い、参考配布としたいと考えております。

なお、最終受付は定例会3日前の2月25日火曜日となります。それまでの間に、請願、陳情や意見書提出要請があれば、3月2日月曜日、本会議開会前の9時から議会運営委員会を開催し、各党派・グループで協議をいただき、3月9日月曜日、本会議開会前の9時からの議会運営委員会で協議結果を報告いただきたいと思いますと思っております。

【中川委員長】 ただいまの説明について、各委員から何かありますか。
(質疑する者なし)

【中川委員長】 ないですね。

それでは、請願、陳情、意見書提出要請については、今のところ、ないということですが、25日までに案件が出てくれば、今ほどの事務局の説明のとおり進めたいと思います。

これでよろしいですね。

(異議なし)

【中川委員長】 では、日程第4 その他に入ります。

まず、議員の皆さんのほうから何かありましたらお願いいたします。

ないですか。

(特になし)

【中川委員長】 ないようですので、私のほうから1件提案をいたしたいと思います。

先般、滑川商工会議所からの要望にありましたが、令和3年の改選に向け、議員定数及び報酬について検討が必要だと思えます。改正あるいは現状どおりとする場合であっても、検討すべきではないかと思っております。

資料のとおり、報酬を改正する場合は、令和3年6月定例会で条例改正、9月定例会で増額分の補正予算案を提出することになります。これらをもとに逆算しますと、ことし中に議会の意見をまとめ、報酬等審議会を開催していただくことになります。

そこで、今後、議員定数及び報酬についての検討をどのように進めていくかということでございます。例えば、特別委員会を設置する、あるいは議員全員で協議する、また議会運営委員会のメンバーが中心となって協議するなどいろいろあると思えますが、どのような形で進めていくかを各党派・グループ等に持ち帰って協議をしていただきたいと思います。それで、特別委員会設置となれば、3月定例会において設置したいというふうに思いますが、どうでしょう。

きのうの新聞等では、市長のコメントの中に報酬等審議会で検討してもらおうというようなことも書いてありましたが、議会は議会で検討して進めていくべきではないかなというふうに思っています。

そういうことでよろしいですか。

【古沢委員】 このペーパーでは議員報酬ということになっておるがただ、今の委員長のお話では、定数についてもという話だけでも、これは、何、報酬と定数の問題を含めてという話に。まあ、それは自分らで決めりゃいいがかもしれんけど、ということを念頭に置いておられるのかな。

【中川委員長】 向こうの商工会議所からは、定数を減らして報酬を上げたらどうかという要望というか、意見が出ておりますので、それに従って、一回、やはり定数の問題も皆さんで考えてみていただきたいなという思いであります。

私自身としては、定数は関係ないんじゃないかなというふうに思います。

【浦田委員】 今の特別委員会の話だけど、まずもって、最初は幾つかの案があったので各グループで話をしなさいよという話だったのが、今、3月で特別委員会を設置しますという話。これ、ちょっとおかしいんじゃないの。まず、各グループで話し合ってからが優

先でしょう。

【中川委員長】 そういったことは、特別委員会を設置すればいいという場合には、3月定例会で設置したいということを行ったわけなので。別に議運でやりゃいいんじゃないという話になれば、特別委員会は設けなくていいということで、議会には諮らなくていいということになります。

ちょっと先走って言ってしまいました。

【浦田委員】 だから、おかしいなど。要は、各会派・グループで持ち帰って検討してくださいで、まずとめておいていただかないと。主観を入れてもらったら、ちょっと困るんですね。

【中川委員長】 はい、はい。

【開田副委員長】 とりあえず、みんなにまた相談しておきますね。

【中川委員長】 そういうことで、一度相談をしていただきたいと、こういうふうに思っています。

いいですか。

【岩城委員】 それはいつまでのあれけ。もし特別委員会をつくるとなれば、早めにあれせんじゃならん。

【中川委員長】 そしたら早めに。

【開田副委員長】 25日、全員協議会に来るから。

【青山委員】 そこで諮るしかないですね。

【開田副委員長】 そこで第一報を入れて、相談して。

【岩城委員】 そのとき。その後の議運か。

【開田副委員長】 その後、また議運で、また持ち帰ると。

【中川委員長】 そうしていただきたいと思います。

【開田副委員長】 はい、オーライです。

【岩城委員】 わかりましたよ。

【中川委員長】 とりあえず皆さんで相談をしていただくということでお願いしたいと思います。

【岩城委員】 持ち帰ってね。

【中川委員長】 じゃ、ほかにはないですか。

(特になし)

【中川委員長】 ほかにないようでありましたら、事務局のほうから何かありましたらお願いします。

【妻木局長】 2件、ございます。はじめに、先ほど当局から説明がありました議案第10号 滑川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでございます。

この条例につきましては、条例の制定について議決をしようとするときには、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないということになっていることから、上程後、議長名で監査委員へ意見を求めます。監査委員からの回答文につきましては、議場で全議員に配付し、本会議場で議長から報告するという事となっております。

次に、令和元年度定例監査についてでございます。

1月31日から2月7日にかけて行われた令和元年度定例監査における監査委員から議会事務局への講評につきましては、「政務活動費の支出については、他の地方公共団体の事例もあり、市民からの厳しい目が注がれている。従来から事務局により厳しいチェックが行われているとのことであるが、引き続き励行されたい。」とのことでありました。

以上でございます。

【古沢委員】 わからんから聞くがだけど、議案第10号の監査委員の意見を聞くというのは、自治法上、決まっておるのかな。

【妻木局長】 そうですね、はい。

【古沢委員】 意見を聞けばいい。

【開田副委員長】 監査委員がだめと言ったら、ならんがけ。

【妻木局長】 議決できないということになります。

【古沢委員】 あ、監査委員の意見は……

【妻木局長】 だめじゃなくて、ごめんなさい。

【青山委員】 聞くだけなんじゃないですか。

【永田局長補佐】 あくまでも意見を聞くということになっておりますので、仮に監査委員がふさわしくないという意見を付してきたとしても、議決は議決だというふうに思います。

【古沢委員】 監査委員の意見が議会に優先するということには恐らくならないんだとは思いますが、とって、監査委員の意見を全く無視するのかという話にもなるから、ちょっと微妙なところだけだね。でも、議決は議決だから、あくまで意見だとは思っちゃ。そうでないと、変な理屈になる。

はい、わかりました。

【浦田委員】 関連なんですけど、その要望なんですけど、損害賠償責任の免除、法的根拠の資料提出ということでお願いできれば。

大体、損害賠償というのは民事があって、審査請求があって、審査請求がある前に監査委員があるので、それは、監査委員で議決してしまったら、監査委員は手が離れるがやちゃね。離れてしまって、民事で損害賠償が云々と判決出たときに、また逆に、監査委員のところへ来るのかどうか。ちょっと法的根拠を、資料をお願いしますということで要望しておきます。

【中川委員長】 ほかにないですね。

(特になし)

【中川委員長】 それでは、最後に1点だけ確認をさせていただきたいんですが、3月定例会で設置が予定されております予算特別委員会の正副委員長についてであります。順番により、委員長に古沢議員、副委員長に脇坂議員ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

【中川委員長】 じゃ、そのように進めさせていただきたいと思います。

では、ほかにないようでありますので、議会運営委員会を閉会といたします。

ご苦労さんでした。

午前10時35分閉会